

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部市民活躍課
委託業務番号	令和5年度 長市活第61号
委託業務名称	令和5年度北部地域自治会あて文書配達業務
委託業務場所	木之本、余呉、西浅井地域
業務の概要	市役所からの自治会宛文書等を指定日に地域づくり協議会や自治会等の指定先へ配達する業務
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	401,016円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県長浜市木之本町木之本1757番地 [商号又は名称] 株式会社ふるさと夢公社きのもと
契約相手方の選定理由	生涯学習課発注「長浜市立図書館資料運搬業務」と業務内容が類似していることから当該業務の落札業者に対して随意契約を行うもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>